

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 〔「恵印刷株式会社」（定価 一箇年 11万8千8百8十円）〕

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

大分県報

令和八年
第六七三号
一月二十日 (火曜日)

（火曜日）

○公示

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

日 次

教育委員会規則

大分県立図書館利用規則の一部改正

公安委員会規則

交番等の設置に関する規則の一部改正

別表第1の宇佐警察署の部の四日市交番の項中「、大字正覚寺、大字上元重、大字下元重、大字山下、大字末、大字木内、大字山袋、大字今成、大字中、大字黒、大字山口、大字灘、大字麻生及び大字嶺ノ首」を「及び大字正覚寺」に改め、同部の長峰警察官駐在所の項中「及び大字大根川」を「、大字大根川、大字上元重、大字下元重、大字山下、大字末、大字木内、大字山袋、大字今成、大字中、大字黒、大字山口、大字灘、大字麻生及び大字嶺ノ首」に改める。

○教育委員会規則

大分県立図書館利用規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

令和八年一月二十日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第一号

大分県立図書館利用規則の一部を改正する規則

大分県立図書館利用規則（平成七年大分県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「午後八時まで」を「午後七時まで」に改める。
第三条第一号を次のように改める。

一月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

第三条中第一号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三号とする。

附 則

令和八年一月二十日

大分県告示第三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和八年一月二十日

大分県知事 佐藤樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所 在 地	指定年月日

令和八年一月二十九日

大分県報（告示）

—

かめがわ皮膚科	川嶌整形外科病院	医療法人惺光会	社会医療法人玄真堂	医療法人聰明会	
鈴木病院	千嶋病院	院とうば小児科医	院大河原病院	院川嶌整形外科病院	
医療法人久寿会	医療法人積善会	医療法人とうば	医療法人悠然会	医療法人悠然会	
速見郡日出町三九〇四番六	豊後高田市呉崎七三八番地一	白杵市大字白杵二の一〇七番地の五十五	日田市隈二丁目三一一	日田市天神町七九一一	
令七・一二・一	令七・一二・一	令七・一二・一	令七・一二・一	令七・一二・一	
号国道三八八		道路の種類及び路線名		<p>大分県告示第三十一号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、令和八年一月二十日から一週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和八年一月二十日</p>	<p>大分県告示第三十一号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、令和八年一月二十日から一週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和八年一月二十日</p>
佐伯市蒲江大字楠本浦字古浦一二番八から二まで		区間			
後	前	前後別	区域変更	大分県知事 佐藤樹一郎	大分県知事 佐藤樹一郎
三八・四五 一〇・八	三七・二 九・五	メートル	敷地の幅員	延長	延長
三四〇・〇	三四〇・〇	メートル	メートル	三四〇・〇	三四〇・〇
上人豊田歯科	石部ファミリー歯科医院	(有)淡窓調剤薬局	市浜薬局	かえで薬局	かえで薬局
田歯科	医療法人喜隆会	有限会社淡窓調剤薬局	株式会社加納調剤薬局	有限会社直方メディカルサービ	有限会社直方メディカルサービ
医療法人喜隆会	宇佐市大字江須賀四〇五五一一四号	日田市淡窓一丁目二番五二の一	白杵市大字市浜八六七番地	津久見市宮本町一一三二二番一	津久見市宮本町一一三二二番一
上人豊田歯科	別府市上人仲町七〇〇番地一	日田市淡窓一丁目二番五二の一	日田市淡窓一丁目二番五二の一	日田市淡窓一丁目二番五二の一	日田市淡窓一丁目二番五二の一
田歯科	令七・一一・一	令七・一一・一	令七・一一・一	令七・一二・一	令七・一二・一
医療法人喜隆会	令七・一二・九	令七・一二・一	令七・一二・一	令七・一二・一	令七・一二・一

別図のとおり
 「別図」は、省略し、大分県
 土木建築部河川課及び佐伯土
 木事務所において供覧に供す
 る

番匠川	木立川	堅田川
小島川	岡山川	木立川
岡山川	大野川	築良田川
中野河内川	西の平川	大越川
西の平川	小中尾川	中野河内川
中野河内川	旧堅田川	津志河内川
西の平川	泥谷口川	大越川
中野河内川	波越川	石打川
西の平川	泥谷口川	山口川
中野河内川	波越川	尻高川
西の平川	泥谷口川	芦川
中野河内川	波越川	日出光川
西の平川	泥谷口川	播磨川
中野河内川	波越川	池田川
西の平川	泥谷口川	中江川
中野河内川	波越川	百々谷川
西の平川	泥谷口川	中川
中野河内川	波越川	路久志川
西の平川	泥谷口川	稻垣川
中野河内川	波越川	門前川
西の平川	泥谷口川	提内川
中野河内川	波越川	門田川
西の平川	泥谷口川	炭崎川
中野河内川	波越川	門代川
西の平川	泥谷口川	元田川
中野河内川	波越川	上小倉川

二級河川暁嵐川	一級河川五ヶ瀬川	
暁嵐川	北川 切込川 鎧川 長瀬川 中岳川 桑原川 西山川 市園川 敷倉川 田野川 伏原川 塩見川 岡川 重岡川 田原川 利川 尻川 河原川 中山川 釤戸川 横瀬川 中ノ内川	白谷川 笠掛川 久留須川 赤木川 道ノ内川 横川 細川内川 宇津々川 小川川 小半川 小又川 鹿淵川 上津川
別図のとおり		別図のとおり

二級河川狩生川	狩生川	別図のとおり
二級河川戸穴川	戸穴川	別図のとおり
二級河川吹浦川	吹浦川	別図のとおり
二級河川色利川	色利川	別図のとおり
二級河川畠の浦川	畠の浦川	別図のとおり
二級河川河内川	河内川	別図のとおり
二級河川楠本川	楠本川	別図のとおり
二級河川正金川	正金川	別図のとおり
二級河川猪串川	猪串川	別図のとおり
二級河川森崎川	森崎川	別図のとおり
二級河川芹川	芹川	別図のとおり
二級河川江川	江川	別図のとおり
二級河川大内川	大内川	別図のとおり
二級河川波当津川	波当津川	別図のとおり

令和八年一月二十日

大分県報（告示）